

群馬大学国際センター国際交流委員会学生国際交流作業部会運営内規

平成 28 年 4 月 1 日 制定  
改正 平成 29 年 5 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学国際センター国際交流委員会内規第 8 条第 4 項の規定に基づき、学生国際交流作業部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 部会は、学生国際交流に関する次の各号に掲げる事項を具体的に検討し実行する。  
(1) 学生の海外派遣プログラムの運営及び実施に関すること。  
(2) 学生の海外派遣における修学及び生活に係る助言並びに事前研修プログラム等の支援に関すること。  
(3) 外国人留学生に対する教育プログラム及び研修事業の運営及び実施に関すること。  
(4) 外国人留学生の受入れ、修学及び生活に係る指導・相談に関すること。  
(5) 日本語・日本事情教育及びその関係領域に関する調査・研究に関すること。  
(6) 国際的な学術交流(研究国際交流作業部会に関するものを除く。)のための運営及び調査・研究に関すること。  
(7) その他学生の国際交流に関し必要な事項

(組 織)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。  
(1) 学生国際交流部作業会長（以下「部会長」という。）  
(2) 研究国際交流部作業会長  
(3) 各学部等の国際交流を所掌する委員会等の委員 各 1 人  
(4) センター長が指名する者 若干人  
2 前項 3 号及び 4 号の部会員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じ場合の補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 4 条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。  
2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(副部会長)

第 5 条 部会に、副部会長を置くことができる。  
2 副部会長は、センター長が指名する部会員をもって充てる。  
3 副部会長は、部会長を補佐する。

(会 議)

第 6 条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第 7 条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(作業部会)

第 8 条 部会に、第 2 条に掲げる具体的な事項を検討するため、作業部会を置くことができる。

(事 務)

第 9 条 部会の事務は、国際課において処理する。

(雑 則)

第 10 条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(内規の改廃)

第 11 条 この内規の改廃は、センター長が行う。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、最初の部会員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。